



NIPPON SEIKI

日本精機
サプライヤー サステナビリティ ガイドライン

2024年3月(初版)
日本精機株式会社

目次

はじめに.....	2
日本精機グループ サステナビリティ方針	3
日本精機 サプライヤー サステナビリティ ガイドライン	3
1. 安全・品質	3
2. 人権・労働	3
3. 環境	4
4. 責任ある鉱物調達	5
5. コンプライアンス.....	5
6. 情報開示.....	6
改訂履歴	6

はじめに

当社は「筋肉質な企業としてチャレンジを続け、社会と企業の持続的な繁栄に貢献します」を新たな経営理念として掲げ事業活動を推進しております。その実現のためには、重要なパートナーであるお取引先様（以下、パートナーと表記）のご理解とご協力が必要と考え、透明性と公平性のある関係を構築するため、本ガイドラインを発行しました。

今後も当社とパートナー様との協力により、持続可能で効果的なビジネス環境の構築に貢献していくことを期待しています。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お願い

1. 共通の価値観の共有

パートナーの皆様には、当社と共通の価値観を共有していただきますようお願い申し上げます。これには、環境の尊重、社会的責任の遵守、倫理的なビジネス慣行の徹底などが含まれます。

2. ガイドラインの遵守

本ガイドラインは、当社とパートナー様の両者が遵守すべき基本的な原則を明示しています。皆様におかれましては、これを理解し、2次以降のサプライチェーンにも共有し遵守していただきますようお願いいたします。

3. 持続可能な協力関係の構築

当社は、長期的で持続可能な協力関係を築き上げることを目指しています。パートナー様には、共に成長し、課題を克服し、成功を共有する役割を果たして頂きますようお願いいたします。

4. コミュニケーションの促進

オープンで効果的なコミュニケーションは、持続可能なビジネスパートナーシップの鍵です。当社とパートナー様との円滑な連携のため、随時コミュニケーションを促進いたします。ご質問や懸念事項がございましたら、遠慮なくお知らせいただきますようお願いいたします。

5. 継続的な改善

当社は、常に業務プロセスや取り組みの改善をはかって行きます。パートナーの皆様には、積極的な改善提案やイノベーションの共有に協力いただき、業界全体の発展に寄与していただくことをお願いいたします。

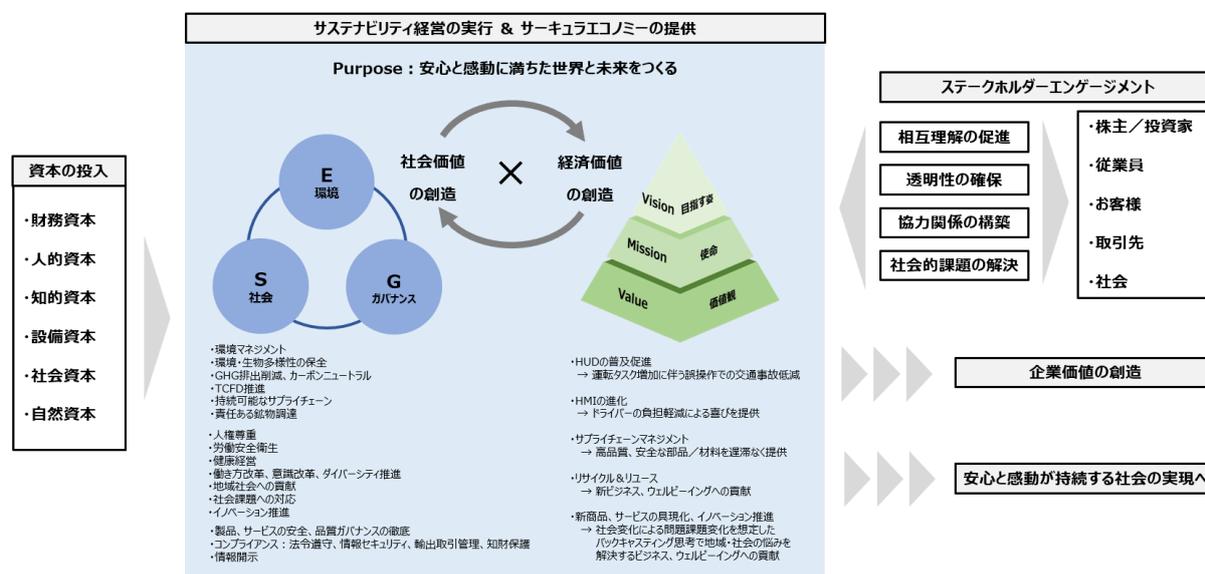
6. 贈答・接待及び利益供与等の禁止

国内外のあらゆる取引において、パートナー様からの贈答・接待及び利益供与を受ける事を禁止します。公平性の維持の為、ご理解を頂く様、お願い致します。

日本精機株式会社
購買本部長
執行役員
関 口 忍

日本精機グループ サステナビリティ方針

企業理念、経営理念に基づき社会価値と経済価値を両立した企業活動を行うことにより、社会的課題を解決し、すべてのステークホルダーの皆様との対話を重視し、持続可能な社会の実現を追求する。



日本精機 サプライヤー サステナビリティ ガイドライン

1. 安全・品質

- 1.1 お客様のニーズに応える製品・サービスの提供
お客様の立場に立ってニーズを把握し、価値の高い製品・サービスを提供する。
- 1.2 製品・サービスに関する適切な情報の提供
製品やサービスに関する正確で適切な情報を提供する。情報は分かりやすく、透明性を確保する。
- 1.3 製品・サービスの安全確保
製品やサービスの安全性を確保し、利用者や社会に対するリスクを最小限に抑える。
- 1.4 製品・サービスの品質確保
製品やサービスの品質を確保し、持続的な品質向上に取り組む品質管理体制を構築し、製品やサービスの信頼性を向上させる。

2. 人権・労働

- 2.1 強制労働及び児童労働の禁止
各国の法令で定められた就業最低年齢に満たない児童の労働、人身売買、暴力などの処罰の脅威によって強制されるあらゆる労働を認めない。
- 2.2 差別・ハラスメントの禁止
性格、性別、年齢、身体的特徴のほか、出生、国籍、学歴、信条、宗教、人種、民族、知的身体的障がい、病歴、趣味、社会的地位など、個人の特徴を形成するあらゆるものを理由とした差別

を認めないと共に、採用や労働条件の提示などにおいて不利益な取り扱いをしない。また、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティ(パタニティ)ハラスメント、介護ケアハラスメントなど精神・身体的問わずいかなる形態のハラスメントも認めない。

- 2.3 多様性の尊重・受容
従業員一人一人が個性を発揮し、最大限その能力を発揮するために、ダイバーシティ&インクルージョンの取組を推進する。
- 2.4 賃金の不足・未払いの禁止
全従業員に対して、労働契約や規則で定められている手続きに従い賃金を支払う。
- 2.5 過剰労働の禁止
全従業員に対して、各国の法令及び協定で定められた労働時間の上限を超える労働を禁止すると共に、適切な休憩・休暇の取得を推進し、従業員一人ひとりがワークライフバランスを実現し、時代に即した働き方を実現する組織を目指す。
- 2.6 労働安全衛生の遵守
安全の理念である「人間尊重」を基盤に、製品や部品の開発・設計・資材調達・製造・販売・品質保証などのグローバルかつ多岐にわたる事業活動を通じて、発生し得る労働安全衛生に関するリスクおよび機会に対する継続的かつ積極的な取組みを向上・推進し、労働災害の撲滅を目指す。
- 2.7 移民労働者、外国人労働者の権利
国籍や出身地が違うことを理由に賃金や労働時間などにおいて、不利益な取り扱いをしない。
- 2.8 先住民族・地域住民の権利
事業活動において、先住民族や地域住民に対する、あらゆる人権侵害を行わない。また、事業活動を行う際には土地・資源の収奪、森林や水資源などの汚染、強制移住、生活や文化などを侵害する行為を行わない。
- 2.9 結社の自由
従業員の労働組合への加入や結社の決定を妨げたり、労働組合へ加入していることを理由とした従業員に対する不利益な取り扱いをしない。
- 2.10 プライバシーの権利
家族、住居、信条、私生活などの個人情報従業員の上承無しに、取得、保管、公開又は第三者への提供を行わない。また、インターネットの普及に伴い発生し得る、名誉毀損やプライバシー侵害などは行わない。
- 2.11 表現の自由
全従業員及び私たちに関わる全てのステークホルダーの皆様の意見を尊重する。また、意見を持つことに対しての干渉行為などは認めない。

3. 環境

- 3.1 環境マネジメント
環境活動を推進するため、環境マネジメントの仕組みを構築・維持すると共に、各国の法令を遵守し、事業活動の環境への影響を最小限に抑える。
- 3.2 温室効果ガスの排出削減
地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を管理すると共に、その排出削減の取組

みを推進する。また、エネルギーの有効利用や再生可能エネルギーの活用を推進する。

- 3.3 大気・水・土壌等の環境汚染防止
大気、水、土壌などの環境汚染に関する各国の法令を遵守すると共に、その把握・監視を継続的に行う。
- 3.4 省資源・廃棄物の削減
廃棄物の処理に関する各国の法令を遵守すると共に、資源の効率的な利用とリサイクルや再生利用を促進し、廃棄物最終処分量の削減に取り組む。
- 3.5 化学物質の管理
化学物質の各国の法令を遵守すると共に、環境に対する影響を最小限に抑えるため、有害物質の使用を最小化し、代替可能な素材の検討を行い、化学物質の安全な管理を行う。
- 3.6 生物多様性の保全
原材料調達を含む事業活動全般において、生物多様性の重要性を理解すると共に、生態系・生物多様性の保護に努める。

環境サステナビリティの詳細につきましては、当社ホームページの「日本精機 グリーン調達ガイドライン (https://www.nippon-seiki.co.jp/sustaina_en/#contents03)」をご参照ください。

4. 責任ある鉱物調達

- 4.1 人権侵害などの原因となる紛争鉱物の不使用
人権侵害などの原因となる紛争鉱物の不使用を目指し、その状況把握と適切な対応を行う。

紛争鉱物調査の詳細につきましては、当社ホームページの「日本精機 グリーン調達ガイドライン (https://www.nippon-seiki.co.jp/sustaina_en/#contents03)」をご参照ください。

5. コンプライアンス

- 5.1 法令の遵守
国内外の法令を遵守し、規制や法令に沿った運営を行うと共に、方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みを整備する。
- 5.2 競争法の遵守
独占禁止法や不正競争防止法など、各国の競争に関する法令を遵守し、公正かつ透明な取引を行う。
- 5.3 贈収賄・違法な利益供与等の禁止
国内外のあらゆる取引において、法令に違反する贈収賄、違法な利益供与は行わない。
- 5.4 利益相反の禁止
会社の利益を犠牲にして、自己または取引先や第三者の利益を図るような取引を行わない。
- 5.5 機密情報の管理・保護
取引先・顧客・従業員・第三者の個人情報や機密情報を適切に管理・保護し、漏洩や不正アクセスを防ぎ、情報セキュリティの確保に努める。
- 5.6 通報者保護

不正行為や法令違反に関する通報により、通報者は報復を受けないことを保障し、通報者のプライバシーを厳守し、報告内容を慎重かつ公正に取り扱う。

5.7 輸出入取引管理

国際的なビジネス取引において、各国の輸出規制や貿易制限を順守し、当該国々との適切な輸出入取引・管理を行う。

5.8 知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、他者の知的財産権を尊重し、他者の著作権、特許、商標などを侵害しないよう努める。

6. 情報開示

6.1 ステークホルダー(利害関係者)への情報開示

経営状況や事業活動、社会への影響に関する情報を、透明性と説明責任を重視し、ステークホルダーに対する適切な開示を行うと共に信頼関係を構築・維持する。

改訂履歴

2024年3月

初版発行

